

2010年12月18日

埼玉県保健医療部 部長様
さいたま市保健所・環境薬事課 課長様

「食の安全・市民ホットライン」
代表 神山美智子 <公印省略>

要請書

「株式会社安全」が販売する健康食品にかかわる商法に関しての、消費者からの批判への対処を求めましたところ、代表者からの下記のような回答がありました。貴さいたま市保健所・環境薬事課にかかわる記述は事実でしょうか。」

「株式会社安全」代表者から（着信 2010年12月15日）
<このようなご指摘をいただく前から、さいたま市保健所・環境薬事課・薬事係に、当社ホームページが薬事法に触れないかどうかを相談済みです。その指導をもとに作ったホームページでしたので、薬事法や健康増進法に抵触していたとは思いません。しかし、「薬事法に抵触しかねない」と考える方もいると知り、さらに修正いたしました。ご確認ください。>

「食の安全・市民ホットライン」は、食にかかわる不具合情報を、消費者の皆さんから通報してもらい、それをネット上に公表しております。食べ物の不健全な供給を正して、消費者の命と健康を守ることが目的です。

先般、「株式会社安全」の健康食品販売事業にかかわる批判が消費者から寄せられました。「食の安全・市民ホットライン」では、その批判の内容を検討し、「通報者のご主張にも一理ある」と判断して、ホットラインのホームページに掲載いたしました。

<<http://www.fsafety-info.org/index.html>>

掲載内容は下記の資料Aです。「食の安全・市民ホットライン」のホームページ上には、商品名、事業者名などは、記号化して、風評被害などが起こらないように配慮しました。

通報者が批判したように、「株式会社安全」による商品の宣伝や販売手法は、確かな根拠を示すことなく、消費者の不安を煽って、商品を販売するものであり、景品表示法や薬事法に違反する悪質な商法です。

こうしたことから、私たち「食の安全・市民ホットライン」は、埼玉県保健医療部、さいたま市保健所に対して次のように要請します。貴部局の対処方針を平成23年1月10日までに、文書でご回答下さい。

記

「株式会社安全」が「食の安全・市民ホットライン」に回答した『さいたま市保健所・環境薬事課・薬事係に、当社ホームページが薬事法に触れないかどうかを相談済みです』とする内容は事実でしょうか。回答をいただけるよう要請します。

資料A 「食と安全・市民ホットライン」のホームページの掲載内容の抜粋
(実際には記号化しています)

年月日	不具合	食品	商品名 (メーカー)	事業者名	皆さんからの不具合情報	ホットラインの 対応	男女	住所
2010.11.08	不適表示	無添加 白だし	MKテイ スト	㈱SK安全	「無添加」「ミネラル」の表示と、病気の改善などの表示。このだしを摂取すると躁鬱病が改善するかのような薬事法に抵触しかねない売り場づくりがされている。また、ミネラルが豊富かのような表現も好ましくない。これにより、さらなる健康危害が出る恐れがある。	2010.12.11、㈱SK安全に、2010.12.14、消費者庁などに、左欄の批判に対処するよう要請文を送付。	男	東京都
		無添加 白だし	㈱SK安全・代表 者から 回答	着信 2010.12.15	このようなご指摘をいただく前から、さいたま市保健所・環境薬事課・薬事係に、当社ホームページが薬事法に抵触しないかどうかを相談済みです。その指導をもとに作ったホームページでしたので、薬事法や健康増進法に抵触していたとは思いません。しかし、「薬事法に抵触しかねない」と考える方もいると知り、さらに修正いたしました。ご確認ください。			

連絡先

1) 「食の安全・市民ホットライン」東京事務局

「食の安全・監視市民委員会」事務局内

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207 日本消費者連盟気付

電話 03-5155-4765 Fax 03-5155-4767 E-mail office@fswatch.org

2) 「食の安全・市民ホットライン」全国事務局

美作大学大学院山口英昌研究室気付

〒708-8511 岡山県津山市北園町 50

email : yamaguch@mimasaka.ac.jp